

(配布資料)

生徒指導部生徒活動班  
文化祭実行委員会

## 2026 年度文化祭参加団体募集要項

この案が承認された場合でも、感染症等の状況によっては変更する可能性がある。  
脚注[1]～[4]については文末を参照のこと。

### (1)参加申し込み

参加を希望する団体は、『文化祭参加団体申込書』に必要事項を記入の上、下記の期限までに提出すること。

#### ① 募集日程

5月15日(金)	申し込み受付開始
5月29日(金)16:45～	受付終了
6月4日(木) 12:55～	食品販売団体・物品販売団体調整(文実室前)
6月4日(木)～9日(火)16:45	申し込み変更期間

#### ②受付場所

2階昇降口脇 文実室

#### ③申し込み変更について

- ・受付終了後、参加団体の企画が一旦公表されるので、それを見たらうえて企画の内容を変更したい団体は、申し込み変更期間中に執行部へ変更を申し込む。(希望が多い参加区分への変更は不可とする)
- ・食品販売団体に決定した団体は、企画内容の変更を認めない。<sup>[1]</sup>
- ・食品販売団体・パフォーマンス団体への変更は既に決定している団体数により可・不可を決定する。

**※期間厳守。期限を過ぎてからの申し込みは受け付けない。**

### (2)記入事項

- ①代表者(1名) : 団体代表者は代表者会議など、指定された会議に出席すること。  
HR 団体については、HR 代表が務めること。
- ②副代表者(1名) : HR 団体については HR 文実が務めること。
- ③食品販売係(1名) : 食品販売を希望する団体のみ記入。  
食品販売係は代表者とともに食品販売団体会議に出席すること。
- ④会計係(1名) : 会計・予算管理の責任者。
- ⑤顧問 : 各団体は必ず顧問の承諾を得る。顧問による自署または押印のない団体は参加を認めない。なお、教師団体については、代表が顧問を兼ねる。

なお、同一団体において上記の係を1人が兼任することはできない。<sup>[2]</sup>  
また、執行部が HR 団体の上記の係を務めることもできない。

## ⑥参加区分

◇食品販売 調理 : 食品を調理室で調理し販売する企画。

無加工 : 既製食品の包装を開けずにそのまま販売する企画。

火を通す、切る等の調理行為や、盛り付ける等の包装を開ける行為は行えない。

ア) 取り扱いできないもの(調理団体・無加工団体、共に)

なまもの、魚、牛乳

弁当、おにぎり、すし、カレーライス等の米飯類

サンドイッチ等の調理パン等

食中毒防止の観点からこれらの食品は取り扱いを禁止する。

イ) ドリンク類について

無加工団体…ペットボトル・缶・紙パックに入っているものに限る。

紙コップへの飲み物の移し替えも包装を開ける行為とし、禁止する。

調理団体…上記のものから注ぐもののみ。(コーヒーやお茶を作ることはできない)

ウ) 加熱調理について

製造加工が簡単なもの一品目とする。

なお生クリームは生地に入れて焼くこと以外、その使用を認めない。

※茶道部は調理団体別枠とし、調理団体数に加えない。ただし検便は必要とする。

◇物品販売 …物品を販売する企画。

◇劇 …劇・ミュージカルを上演する企画。また、その映像を上映する企画。【3】

◇ゲーム …縁日などの来場者参加型のゲームを行う企画。

◇パフォーマンス…演奏・パフォーマンス等を行う企画。大きな音の出る企画。

また、その映像を上映する企画。【3】

◇展示 …展示発表を行う企画。

◇その他 …上記のいずれにも当てはまらないと思われる企画。

※第2希望まで記入すること。【4】

⑦企画内容 : 企画の内容を簡単に記入する。

食品販売を希望する団体は販売するものを必ず記入すること。

⑧使用希望場所 : HR 団体以外は第2希望まで記入すること。

HR 団体が自教室以外を希望する場合も第2希望まで記入すること。

希望理由は調整の際に参考にするので、できる限り明記すること。

## (3)禁止事項

以下のような企画、行為は禁止する。

- ・他人に迷惑をかけること。
- ・危険や危害が予想されること。
- ・入場料やゲーム代等を徴収すること。
- ・オークション形式で物品を販売すること。
- ・賭博行為をすること。

- ・動物を扱うこと（生物研究部を除く）。
- ・外部団体の出版物の販売や配布をすること及び募金活動をすること。
- ・普通教室内で火および多量の水を使うこと。
- ・決められた場所以外を使用すること。
- ・室内を必要以上に暗くすること。
- ・換気や戸締まりを妨げる装飾をすること。
- ・許可なく食品を景品とすること。
- ・調理団体以外が食品に直接触れること。
- ・著作権や肖像権、プライバシーなど各種人権を侵害すること。

※以上に記載されていないことも各自が常識に照らし合わせて判断すること。

#### (4)食品販売団体・物品販売団体（後日食品・物品販売団体を集めて詳細を説明する）

##### ①販売価格・個数

- ・利潤を求めない方針とする。
- ・冷蔵庫のレンタル、検便を必要とする団体は、その費用分をいれて販売価格を考える。
- ・販売価格・種類・個数等は執行部と販売団体の代表による話し合いで決定する。
- ・勝手な値段操作（値上げ・値下げ等）を禁止する。
- ・申請なくセット販売等をすることを禁止する。
- ・一部でも食品を無料にする企画や行為（例：景品）がある場合は事前に連絡すること。  
ただし、食品販売団体としては取り扱わず、その食品購入費は食販仕入れ経費として認めない。

##### ②販売方法・会計

- ・販売団体は文化祭終了後、領収書とともに仕入れ経費と冷蔵庫レンタル代を報告する。
- ・仕入れ経費は実際に仕入れにかかった費用をさし、装飾費等には補助金を利用する。
- ・販売した場所に食事スペースを設け、この場所以外での飲食を禁止する。  
なお、食品販売団体は来場者に対してこれを守らせる。

##### ③食品を扱う団体に関する注意

- ・今年度は、調理団体の参加を認める。
- ・食品販売団体と企画により食品を扱う団体は、すべて保健室に資料を提出する。
- ・食品販売団体はすべて保健所への書類提出を必要とする。  
また、食販団体(調理)の実施者は全員検便を必要とする。
- ・調理室の器具の使用は、調理室内のみとする。
- ・器具や火を使う調理はすべて調理室で行い、自宅や教室では行わない。
- ・食品販売団体は食品に直接手を触れることはしない。
- ・ゴミは、来場者に各自で処分させること。

#### (5)調整

##### ①使用場所

- ・(HR棟2・3階トイレ前を除く)廊下や階段などの通路の使用は不可。

ただし各棟をつなぐ1・2階連絡通路での通行を妨げない企画は認める。

壁などの装飾をする場合は通行を妨げないようにする。

- ・パフォーマンス団体は防音対策や換気ができているところで発表する。
- ・申し込み希望場所が重なった場合は、執行部が機会を設け、各団体の話し合いにより調整する。  
(基本的にはその場所を日常使用している団体を優先する)
- ・調理団体は被服室、特別教室Ⅰ、特別教室Ⅱでの販売を原則とする。

## ②参加区分別団体数調整

- ・内容の似た企画が極端に多い場合などは調整を行うことがある。
- ・執行部が機会を設け、各団体の話し合いにより調整する。
- ・食品販売団体・物品販売団体調整を6月4日(木)12:55～ 文実室前にて行う。
- ・食品販売団体については、調理団体は2団体まで、無加工団体は6団体程度までとする。
- ・食品販売団体については、主食を十分な量確保できると見込まれる団体を優先する。
- ・調整の結果を踏まえ、企画内容を変更する団体は、団体申し込み変更期間中に再度申込書を提出すること。

**※申し込み変更締め切りは6月9日(火)16:45とする。提出期限を厳守すること。**

## ③備品及び電気器具

- ・電気器具の許容電力量は、普通教室は隣り合う2クラスで2000W(理科棟は1500W)
- ・普通教室の教卓や机や椅子は執行部が使用個数の調整を行う。また執行部が管理している暗幕が多少あるので、希望調査時に希望する団体には調整のうえ貸し出しを行う。
- ・特別教室の備品を執行部は一切幹旋しない。希望がある場合、各団体の顧問を通じてその特別教室等を管理している先生に相談する。生徒だけで交渉してはならない。執行部は一切の責任を負わないものとする。

## (6)審査

- ・この募集要項の内容に反する団体には、文化祭の参加を原則として認めない。  
その場合、団体は企画内容を変更、または不参加とする。

## 脚注

- [1] 6月4日の食販・物販団体調整会議で各団体の希望をもとに食品販売団体・物品販売団体を決定。  
そこで食品販売団体・物品販売団体に決定した団体は申し込みを変更することはできない。
- [2] (例) ダンス部の代表者とHR団体の会計係の兼任は可。  
テニス部の食品販売係と同部の副代表者の兼任は不可。
- [3] 劇やパフォーマンスが実演できない場合は、事前に撮影した動画を上映することで代替する。
- [4] ・第2希望まで記入する理由は、似たような内容の企画を希望する団体が多い場合、団体数を調整する可能性があるため。  
・第1、第2希望どちらとも食品販売団体にすることは不可。 (以上)